

公募型プロポーザル実施の公示

2019年2月21日

一般財団法人関西観光本部

次のとおり、公募型プロポーザルの企画提案書の提出を招請します。

1. 事業概要

(1) 事業名

2018年度(平成30年度)訪日外国人旅行者周遊促進事業

「動画を使用した関西PR事業(WEB広告事業)」

(2) 事業目的

当本部が制作する「WEB動画」を使用したWEB広告を展開し、関西の認知度、訪関西意向、周遊意向の向上を図る。

(3) 事業の概要

動画を使用したYoutube広告を実施する。

(4) 委託金額の上限

5,600千円

2. 参加資格要件

(1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないこと。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。

(3) 国、都道府県、市町村、DMOが発注者となる本事業と同趣旨・同規模以上の広告事業を継続的に実施していること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒530-0005 大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル7階

一般財団法人関西観光本部 戦略企画部

TEL 06-6223-5400 FAX 06-6223-7205

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

2019年2月21日(木)から2019年2月27日(水)まで、上記(1)の担当部署にて配布。

(3) 企画提案書の提出期限、提出先及び方法

2019年2月28日(木) 午後5時、提出先は上記(1)に同じ。

持参又は郵送(書留郵便に限る。)にて、企画提案募集要領に基づき10部提出のこと。

(4) 説明会の日時及び場所等

説明会は実施しない。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリングは実施しない。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口：上記3.(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とする。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 選定結果については、原則として、すべての参加者に書面で通知するとともに、以下の項目についてホームページに公表する。

①受託候補者の名称及び総合点

②参加者の名称

(8) 事業の詳細は企画提案募集要領による。

以上